

5 2021
May

※このカレンダーには、決算日等に関係なく全ての会社に共通する期日のみ記載しています。

日	月	火	水	木	金	土
2021 6 日 月 火 水 木 金 土 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30						1 仏滅
2 大安	3 赤口 憲法記念日	4 先勝 みどりの日	5 友引 こどもの日	6 先負	7 仏滅	8 大安
9 赤口	10 先勝 4月分の源泉所得税等の納付 雇用保険被保険者資格取得届の 提出(4月雇入分)	11 友引	12 仏滅	13 大安	14 赤口	15 先勝
16 友引	17 先負	18 仏滅	19 大安	20 赤口	21 先勝	22 友引
23 先負	24 仏滅	25 大安	26 赤口	27 先勝	28 友引	29 先負
30 仏滅	31 大安 個人住民税の特別徴収額の通知 外国人雇用状況届出書(4月分) 健康保険・厚生年金保険の保険 料納付(4月分)					

5月 総務・経理のお仕事カレンダー 5月の税務と労務



税務

- 4月分の源泉所得税、特別徴収住民税の納付
→ 5月10日(月)まで
- 令和3年3月決算法人の確定申告と納付(法人税・消費税など)
★届出により申告期限の延長と見込納付制度あり(消費税は法人税の延長とセットで)。
★3月末決算法人では令和2年度税制改正(試験研究費税額控除等)の適用に注意。
→ 決算応当日(月末決算では5月31日(月))まで
- 令和3年9月決算法人の中間申告と納付(法人税・消費税など)
→ 決算応当日(月末決算では5月31日(月))まで
- 3か月ごとに消費税の中間申告をする法人(前年確定消費税額(国税)が400万円超の法人)のうち6月・9月・12月決算法人の中間申告と納付
→ 決算応当日(月末決算では5月31日(月))まで
- 1か月ごとに消費税の中間申告をする法人(前年確定消費税額(国税)の年税額が4,800万円超の法人)のうち2月・3月決算法人を除く法人の中間申告と納付
→ 決算応当日(月末決算では5月31日(月))まで
- 自動車税(種別割)の納付
→ 都道府県条例指定日まで
- 個人住民税(都道府県民税及び市町村民税)の特別徴収額の通知
★令和3年6月から翌年5月支給の給与より控除
→ 5月31日(月)まで

労務

- 雇用保険被保険者資格取得届の提出(4月雇入分)
→ 5月10日(月)まで
- 外国人雇用状況届出書の提出(雇用保険の被保険者ではない外国人の4月雇入・離職分)
→ 5月31日(月)まで
- 健康保険・厚生年金保険の保険料納付(4月分)
→ 5月31日(月)まで
- 申告、納付期限等の日が土曜日、日曜日、国民の祝日・休日に当たるときは、その翌日が納付期限等の日となります。

Column

研究開発

令和3年3月末決算法人の確定申告期日は、原則令和3年5月末で、令和2年度税制改正を考慮する必要があります。そこで、研究開発に關して税務(税制改正)・労務(労働時間)の主な注意点を記載します。

【税務上の注意点】

中小企業者等以外の法人にかかる「試験研究費に係る法人税額の特別控除の適用除外要件(適用年度の設備投資額)」が見直されています。令和2年4月1日以後開始する事業年度から適用されますので、3月末決算法人では注意が必要です。

【労務上の注意点】

新技術・新商品等の研究開発業務を行う労働者については、時間外労働の上限規制の適用が除外されますが、36協定の締結・届出は必要です。また、1週間当たり40時間を超えて労働した時間が月100時間を超えた労働者に対しては、医師の面接指導が罰則付きで義務付けられています。



令和5年10月
から始まる!

インボイス制度のポイント

税理士 金井恵美子

インボイス制度導入に当たっての事前準備

インボイス制度では、登録事業者が発行したインボイスの保存が消費税の仕入税額控除の要件となります。インボイスは、仕入れをする事業者にとって「納付税額を減らすための金券」ともいえる重要な証憑です。

売手には、適正なインボイスを交付することが求められます。

買手は、取引ごとに確実にインボイスの交付を受け、これを保存する手順を整える必要があります。

1 売手の立場としての事前準備

インボイスを交付するためには、適格請求書発行事業者として税務署長の登録を受ける必要があります。登録申請の受付は、令和3年10月1日に開始します。原則として、令和5年3月31日までに申請すれば、インボイス制度の開始（令和5年10月1日）から登録事業者となります。

また、売上取引の形態ごとに何をインボイスとするか（請求書、納品書、レシートなど）、インボイスの交付をどのような方法で行うか（紙の交付か、電子インボイスの提供か）を検討し、必要に応じて、レジや経理・受注システムなどのシステム改修を行います。

継続的に取引を行う取引先（買手）には、登録番号、交付するインボイスの様式やインボイスの交付方法を連絡しておきましょう。インボイス制度に係る社員研修も、必要になると考えられます。

R5.10.1

売手の事前準備

- ①登録事業者の申請（令和3年10月1日開始、原則として令和5年3月31日まで）
- ②インボイスの交付方法の決定
- ③レジや経理・受注システムなどの改修
- ④取引先に、登録番号とインボイスの交付方法を連絡
- ⑤社員研修の実施



2 買手の立場としての事前準備

どのような方法でインボイスを保存するのか検討し、必要に応じて、経理・発注システムなどのシステム改修を行います。

また、継続的に取引を行う取引先（売手）に対して、事業者登録の有無、受領するインボイスの様式、インボイスの受領方法を確認しておきましょう。インボイス制度に係る社員研修も、必要になると考えられます。

R5.10.1

買手の事前準備

- ①インボイスの保存方法の検討
- ②経理・発注システムなどの改修
- ③取引先に、事業者登録の有無、インボイスの様式と受領方法を確認
- ④社員研修の実施



ローマ字

3 登録番号の構成は「T」+ 数字13桁（例:T1234567890123）

法人は、マイナンバー法によって付番された法人番号が数字13桁の部分となります。

個人事業者には、マイナンバー（個人番号）を使用しない新たな番号が付番されます。